

島田税務署管内青色申告会

青色全報

第146号 H31.1.1

南天：

ナンテン(難転・・・)に通ずることから
縁起の良い木としてお祝いによく使う。

昨年はなにかと大変な年でしたが
今年こそ「好転」するようにと願いながら・・・



新年のごあいさつ

会長 三浦 俊夫



平成31年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

島田税務署管内青色申告会の会員の皆様には、健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は、当会の活動・諸事業に対しまして、深いご理解と格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成31年は、大きな変化を伴う年であります。大きな変化の一つは、「元号の変更」です。これは、皆さん既にご存じのことと思いますが、平成31年5月1日、現在の皇太子様の新天皇ご即位に伴い元号が代わります。今回の改元は、天皇陛下のご崩御が要因であった昭和から平成への改元に比べて、大きな影響は起きないであろうといわれていますが、新元号の公表は、改元の1箇月前を想定していることから、何も問題が起こらず、平穩に改元が行われることを祈るばかりです。

一方、本年に限り、4月27日(土)から5月6日(月)まで10連休となることから、経済効果が期待されます。

もう一つの大きな変化は、10月1日からの消費税率10%への引き上げです。今回の改正では、家計への影響を抑えるため、生活必需品である食料品などの税率を低く抑える「軽減税率」が導入されます。皆様の中には、軽減税率の対象とそれ以外の両方の商品を取り扱う店舗の方もおり、複数税率に対応するレジを導入するなどの準備が必要な方もみえるかも知れません。

更には、この度の消費税率の引き上げと共に、2023年10月からは、インボイス制度の導入が予定されています。当会では、関連した情報収集と併せて会員皆様への情報提供を研修会等を通じて実施しておりますが、今後も引き続き皆様への情報提供を行って参ります。

ところで、平成30年分の確定申告が間もなく始まります。決算指導や確定申告時期、皆様への対応が円滑に出来ますよう相談体制を整えて臨みたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。加えて、本年も会員増強をはじめ、様々な課題が山積しておりますが、役員の皆様と共に取り組んで参りますので、会員皆様の引き続きのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、新しい年が会員の皆様にとりまして、幸多き年となりますよう、心から祈念致しまして、新年のご挨拶と致します。

第63回東海ブロック大会

平成30年10月11日

於：岐阜グランドホテル

名古屋国税局長 金井哲男様をはじめ、ご来賓の皆様、東海4県役員、事務局総勢240名、島田会より3名が参加致しました。

- ・中央情勢報告・税制改正要望・税制改正要望決議
- ・モデル青色申告会合同研究会報告

【記念講演】

『税務行政の現状と課題』名古屋国税局長 金井 哲男 様



《東海ブロック大会税制改正要望》

- 〈最重点項目〉
1. 消費税率の引き上げに伴う個人事業者の事務負担の増加に配慮し、軽減税率適用品目の不適切な拡大やインボイス制度の導入は行わないこと。
 2. 個人事業主の事業承継の円滑化を図るため、事業用資産の一定部分を非課税とする事業承継税制を早急に創設すること。
- 〈重点項目〉
1. 白色申告者の記帳義務、帳簿保存制度の拡大や時代背景を考慮し、青色申告を基本とし白色申告を例外とする新たな制度とすること。
 2. 青色申告特別控除額 10万円を 30万円に引き上げること。
 3. 青色事業専従者の届出制を廃止し、同族法人の役員・給与所得者と同一の取扱いとすること。
 4. 消費税の一般課税、簡易課税を確定申告期に自由選択できるようにすること。
 5. 青色申告の純損失の繰越控除期間について、法人・個人の税法上の格差を是正すること。
 6. 個人住民税の各種所得控除額を所得税と同額にすること。



年頭の御挨拶

島田税務署長 杉山 正



平成31年の年頭に当たり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

島田税務署管内青色申告会の皆様には、日頃から税務行政に対しまして、深い御理解と格別な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年が、皆様にとって充実した素晴らしい年となりますことを心より祈念いたします。

さて、まもなく平成30年分の確定申告の時期を迎えますが、記帳慣行の定着と青色申告制度の普及拡大に向けて、本年も島田市地域交流センター歩歩路の確定申告会場内に「青色・記帳説明コーナー」を設置いたします。昨年の「青色・記帳説明コーナー」におきましては、青色申告会の皆様に、わかりやすく記帳の説明等を行っていただいた結果、当コーナーにおいて大変多くの「所得税の青色申告承認申請書」を受理することができました。従事していただいた会員の皆様の多大なご尽力に深く感謝申し上げますとともに、本年も引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

ところで、税務行政に携わっている私どもといたしましては、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ために、納税者の皆様のニーズに応えた行政サービスの充実に努めるとともに、税務行政のスマート化を目指しております。そのために、名古屋国税局のホームページに確定申告専用サイトを設け、e-Taxや確定申告書等作成コーナーなどを利用できるだけでなく、申告書等作成の際に役立つ情報を掲載しております。ホームページをご覧ください、申告書作成の際には是非御活用いただきますようお願いいたします。

また、本年10月には、消費税率の引上げと同時に消費税の軽減税率制度が導入され、更にその4年後には、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入されます。これらの制度は、広く事業者の皆様には大きな影響を与えるものであり、事業者の皆様が制度内容を十分理解して自ら必要な準備を進めることができるよう、様々な周知・広報活動を行っているところです。

私どもが、こうした取組を推進していくに当たっては、会員の皆様の税務行政に対する理解と信頼が不可欠と考えており、今後もこれまで以上に貴会との連携・協調を図っていきたいと考えておりますので、税務行政の良き理解者として御支援・御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに当たりまして、島田税務署管内青色申告会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

消費税の軽減税率制度への対応には準備が必要です!



2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられるのと同時に、軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度への対応には、事前準備に相応の時間が必要な場合があります。早めの準備をご検討ください。

標準税率10%と、飲食料品に係る軽減税率8%について

- ☐ 帳簿・請求書等を税率ごとに区分して記載することが必要となります。
- ☐ レジや受発注システム・会計システム等の導入・改修・入替えが必要になることがあります。

軽減税率制度に関する情報

国税庁ホームページ内



軽減税率制度に関するお問合せ先

消費税軽減税率電話相談センター
(軽減コールセンター)

【専用ダイヤル】0570-030-456
《受付時間》9:00～17:00(土日祝除く)

軽減税率制度の説明会を全国で開催しています。
ぜひご参加ください。

開催日時、場所については [軽減税率説明会](#)

[検索](#)



軽減税率対策補助金に関するお問合せ先

軽減税率対策補助金事務局
URL <http://kzt-hojo.jp/>

【専用ダイヤル】0570-081-222
《受付時間》9:00～17:00(土日祝除く)

水と森 自然豊か 癒しの川根本町

一度行ってみて～

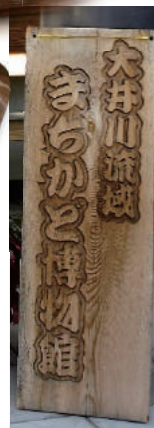
田畑茶店

☎ 0547-59-2135

榛原郡川根本町千頭 1 2 1 5 - 8
(大井川鐵道 千頭駅より徒歩 2 分)



大井川鐵道開通直後から開業。
心もほっこり温まる「炭火の囲炉裏」がありますよ。
お客様とふれあい、おもてなしの心を大切になさ
っているステキ! なご夫婦です。お茶はもちろん奥様
の手づくり「金山寺みそ」は絶品!! です



生田商店

☎ 0547-59-2071

榛原郡川根本町千頭 1 1 7 8
(大井川鐵道 千頭駅より徒歩 5 分)



昭和 6 年創業。明治 40 年、祖父(生田 信)達が
剣岳(2999m)を初登頂した時の過酷な試練が映画化
(木村大作監督)されました。 創業者の生田信さん
は新田次郎作「剣岳・点の記」のモデルのひとり
です。 貴重な資料がお店に展示してあります。
手作りのブルーベリーやゆずのジャム・お菓子を
販売しています。とっても美味しいですよ。



合同研修会

H30.11.28

長浜・彦根の旅

井伊家ゆかりの名城！

滋賀屈指の人気エリア！！

国宝/彦根城・城下町・黒壁スクエア

おいしさ体感 キリンビール名古屋工場



島田税務署管内の各支部総勢25名が参加されました。車中で税務研修を行いながらの長浜、彦根の旅。紅葉も鮮やかでお天気にも恵まれ、皆さん楽しく旅をされました。来年も充実した研修旅行を企画致します。で、是非ご参加ください。



「一番搾り」ができるまでの工程等を説明していただき、注ぎ方や味わい方も学びました。



ワイン片手に楽しく会食♪

かんぱ〜い



青色学級「消費税軽減税率制度説明会」

消費税



【講師】島田税務署 個人課税第一部門

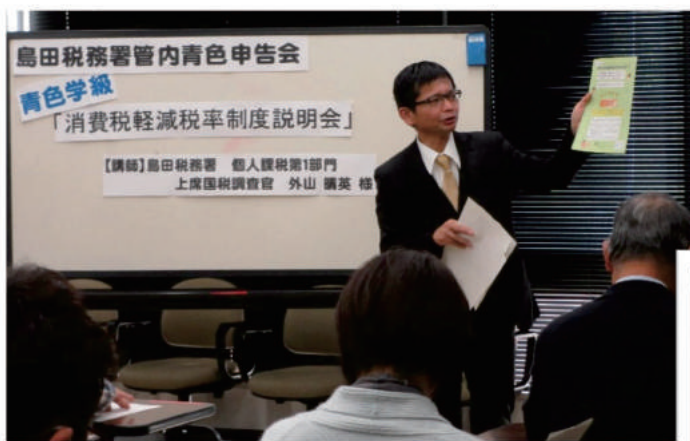
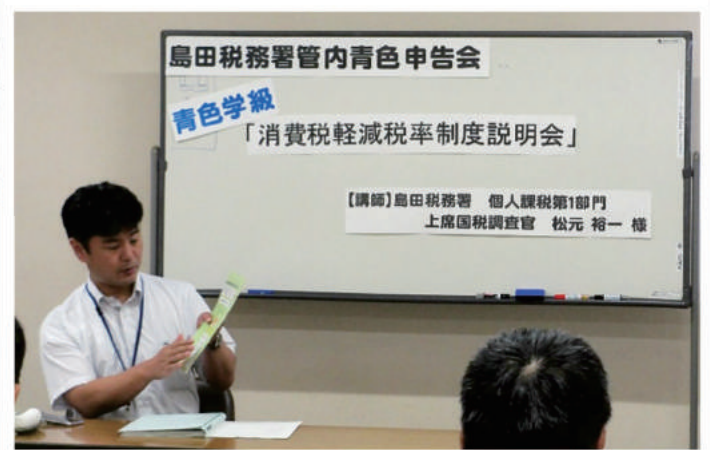
上席国税調査官 松元 裕一 様
外村 晴英 様

8%?

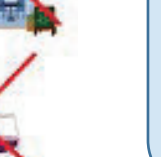
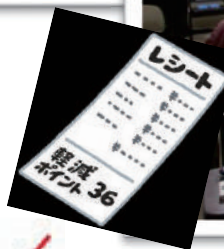
10%?



**2019年10月1日から
「消費税の軽減税率制度」
が実施されます！！**



8%



H30年9月14日より11月27日の間、島田税務署管内の7地区に於いて「消費税軽減税率制度説明会」が開催されました。参加された方々は熱心に聴講されました。今年も引き続き、インボイス制度も含め、もっと詳しく説明会を開催致しますので是非ご参加ください。



フルーリターンA

65万円控除

思い切って!パソコン会計にしてみませんか〜♪ はじめるなら“今”!!

初心者にもやさしく、さらに充実の機能で使いやすい!

- 改正消費税にも対応!
- 減価償却費も自動計算!
- 家事按分もできます!
- 決算・申告も楽々簡単!

サワサワ
できる!

無料説明会開催中!

【お問合せ先】本会事務局
0547-37-3918



青色申告特別控除額 基礎控除額 が変わります!!

平成 30 年度税制改正での主な変更点は、次のとおりです。

◆改正 1 個人の方の所得税について

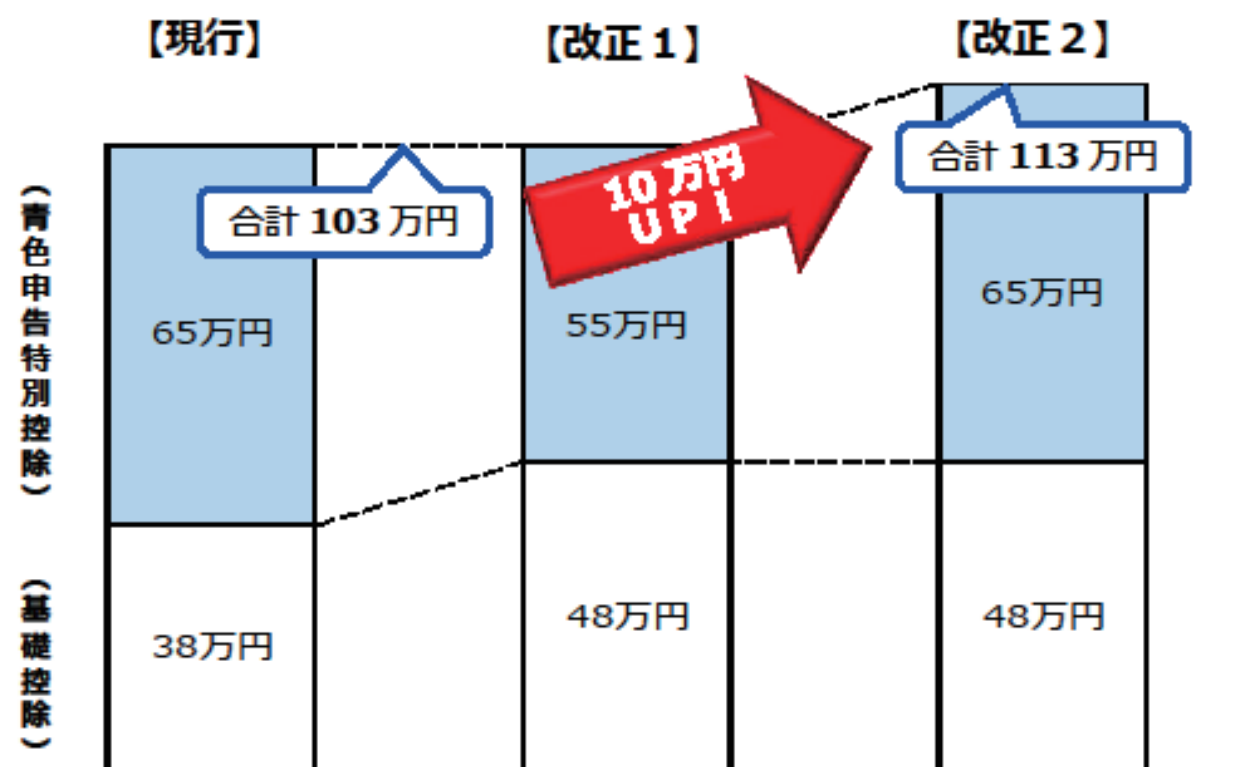
- ・ **青色申告特別控除額**が変わります! (現行 65 万円⇒改正後 **55 万円**)
- ・ **基礎控除額**が変わります! (現行 38 万円⇒改正後 **48 万円**)

↓ 更に

◆改正 2 「(改正後) 55 万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて

- ・ **e-Tax による申告(電子申告)** 又は **電子帳簿保存**を行うと、
引き続き 65 万円の青色申告特別控除が受けられます!

※ 以上の改正は、平成 32 年分(2020 年分) 以後の所得税について適用されます。



- 10 万円の青色申告特別控除の改正はありませんので、これまでと同様となります。
- **改正 2** の適用を受けるための要件等は、裏面でご紹介していますのでご覧ください!

納税表彰式

H30.11.12 於：宮美殿

受賞おめでとうございます

【島田税務署長表彰】

伊藤 伸一 氏

【島田榛原地区税務推進協議会長表彰】

松田 恭周 氏

八木 勝美 氏



前列左より 八木勝美様・島田税務署長・伊藤伸一様 右上：松田恭周様

◆◆事務局からのお知らせ◆◆

「確定申告説明会」

【日時】 平成31年1月23日（水）PM1：30～

【会場】 島田市 プラザおおるい 1階 第1会議室

◆「確定申告の手引き」にて確定申告のポイント（所得控除・消費税等）をわかりやすく説明いただけます。確定申告に欠かせない研修会です。

再確認のためにも是非ご参加ください。

ご参加いただける方は事務局（0547）37-3918 までご連絡ください。

★各支部事務局より「青色申告会員必携平成31年度版」を会員様へ配布しております。
参考にお使いください。（H30.12月下旬より順次配布）

無料



「納期特例源泉所得税」について

◆源泉所得税の納期の特例とは？

この特例を受けると、対象となる源泉所得税の納付事務が年2回で済みます。
専従者や従業員から源泉徴収して預かった6ヶ月分の所得税を半年に1回まとめて納付すればよいのです。
毎月納付されている方は事務の手間を省くためにも「源泉所所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を税務署に提出しましょう。

【納付期限】（土日祝の場合は休日明けの日）

●1月～6月までの源泉所得税・復興特別所得税 = 7月10日

●7月～12月までの源泉所得税・復興特別所得税 = 翌年1月20日

【特例を受けるための要件】

●給与を支給する従業員が常時9人以下であること

【特例の対象】

●雇用契約のある従業員（1日のバイトも含む）への給与や賞与、退職手当等

●弁護士、税理士、労務士等へ支払った報酬

※納付額が「¥0」
の場合でも税務署
へ納付書の提出は
必要です。



★「小規模企業共済」をおすすめします！！ 是非、ご検討下さい。

小規模共済は、個人事業主の退職金を積立てる制度です。多くの方がご加入されております。

●経営者のための退職金制度

●受取時も税制メリット

●掛金は全額所得控除（1,000円～70,000円／月）

ご加入手続きは事務局へ